

ふくほうファクシミリ自動通知サービス規定

1. 現在、ふくほうテレホン自動通知サービスをご利用のお客様が同一の加人者番号（口座番号）に対しふくほうファクシミリ自動通知サービスを申込まれた場合は、自動的にふくほうテレホン自動通知サービスの契約をふくほうファクシミリ自動通知サービスに切替させていただきます。従って、ふくほうテレホン自動通知サービスはご利用になれなくなります。
2. お問合せ及び照会サービスについて、当行で受信した暗証番号・支店番号・預金種類および口座番号が届出の暗証番号・支店番号・預金種類および口座番号と一致した場合には、使用された方をご利用者としてファクシミリで連絡させていただきます。なお、お問合せ及び照会サービスは、ブッシュホンに接続されたファクシミリに限定させていただきます。
3. 当行より通知サービスを行う際は、「自動受信」のファクシミリをご利用のお客様について、当行がファクシミリに着信したことを確認した場合には、着信応答した方をご利用者とみなし通知させていただきます。
4. 当行より通知サービスを行う際、「手動受信」と指定された場合は、あらかじめファクシミリ接続用電話へ音声でファクシミリ受信切替ボタンの切替依頼をいたします。当行は、ファクシミリに手動切替をした方をご利用者とみなし通知させていただきます。
5. 当行より、通知サービスを行う際、「暗証番号」と指定された場合は、あらかじめファクシミリ接続用電話へ音声で暗証番号の確認をさせていただいた後にファクシミリ受信切替ボタンの切替依頼をいたします。暗証番号が届出の暗証番号と一致した方をご利用者とみなし通知させていただきます。
6. 振込依頼人からの訂正依頼、受人証券類の不渡、その他取引内容に変更がある場合には、既に連絡または回答をした内容について、変更または取消することがあります。
7. 通信の混雑などによる電話の不通ならびに機器障害 天災地変その他やむを得ない事由により連絡・回答が遅延したり、不能となることがあります。
8. 本サービスの利用手数料は、毎月当行所定の日にご指定引落口座から、小切手の振出または普通預通帳および普匝預金払戻請求書によらず、払戻しの上で収納させていただきます。
9. 届出事項について変更が生じた場合には、当行所定の書面により届出て下さい。
10. 当行に届出ることなく申込口座を解約した場合には、このサービスを中止させていただきます。
11. この契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。また、6か月以上にわたり、本サービスの取扱いが発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえこの契約を解約することがあります。なお、本規定に違反する等、当行がサービスの中上を必要とする相当の事由が発生したときは、書面で通知することなく直ちに本サービスを解約できるものとします。
12. 本サービスの取扱いについて、かりに紛議等が生じても、当行の責によるものを当行は責任を負いません。
13. この規定は下記内容により変更するものとします。
 - ①本規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
 - ②前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上